

# 被災自動車（廃車）は、 自動車リサイクル法に則した処理が必要です

もうクルマに乗れないわ  
どうしよう？？



裏面①参照

廃車として判断された車両の撤去・引取については、**自治体登録のある自動車販売店、整備事業者等にご相談**してください。



エアバッグ類(火薬爆発)・バッテリー(発火や漏電等)に触れて、感電・やけど等のケガをする恐れがありますので**装備には触れない**でください。



車台番号  
ABC-99999

裏面②参照

依頼の際、**車検証・リサイクル券**を用意してください。  
取り出しが困難な場合は、車両本体に取り付けられているナンバープレートのナンバーや、車台番号(エンジンルームなどにある場合が多い)をメモや写真などで控えてください。



裏面 ③ 参照

解体処理後は、**抹消登録（廃車）**手続きが必要となりますので、運輸支局等へお問い合わせください。

手続きは裏面を参照



公益財団法人  
自動車リサイクル促進センター  
Japan Automobile Recycling Promotion Center / JARC

# 【自動車所有者の方へ】被災自動車の撤去・廃車手続きについて

## ① 撤去・引取依頼



撤去依頼



リサイクル券

車台番号  
ABC-99999



車両の撤去・引取依頼は、**自治体登録のある自動車販売店、整備事業者等にご依頼**ください。

- 事業者をお探しの場合は、以下の自動車リサイクルシステムで検索が可能です。( <http://www.jars.gr.jp/> )
  - 依頼の際には、**自動車検査証、リサイクル券を用意**してください。取り出しが困難な場合は、実車にてナンバー、車台番号を控えてください(写真で残すことも有効)。
  - 車両保険については、保険会社へお問合わせください。
- ※引取・搬出等の費用は原則として、自動車所有者のご負担となりますので、依頼時に見積等書面での取り交わしをお勧めします。
- ※車台番号は、エンジンルーム等に記載されている場合が多いですが、不明な場合は事業者を確認を依頼してください。

## ② 引取・解体手続き



引取証明書



解体完了



車両を引渡したら、事業者から引取証明書を受領してください。**解体処理後、事業者から解体処理の完了報告が届いたら抹消登録(廃車)手続きに必要な移動報告番号、解体報告記録日が案内**されますので、必ず控えてください。

※**移動報告番号**は引取証明書にも記載されています。**解体処理の完了報告日**は撤去・引取依頼を行った事業者(自動車販売店や整備事業者等)からの連絡にてご確認ください。

## ③ 抹消登録(廃車)手続き



廃車手続

運輸支局



抹消(返納)手続き(自動車重量税の還付手続き含)は、普通車(白や緑のナンバープレート)は運輸支局、[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk6\\_000064.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000064.html) 軽自動車(黄色や黒のナンバープレート)は軽自動車検査協会 <https://www.keikenkyo.or.jp/notohantou/> での手続きになります。

※必要書類等は、運輸支局又は軽自動車検査協会にお問い合わせください。

- 自動車税の還付は自動車税事務所(軽自動車は市町村役場)
- 自賠償保険の返戻手続きは保険会社、保険代理店等

※車検の残存期間、保険期間に応じて還付、払い戻しの有無が決まります。

※②、③の詳細い内容については、事業者及び関係機関へお問い合わせください。



**電話や訪問で還付金手続きは絶対ありません！  
職員や警察官をかたる詐欺にご注意ください！**

